

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約書

可児市南部地域包括支援センター(以下「センター」という。)とサービス利用者 _____
(以下「利用者」という)は、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、センターが利用者からの申し込みを受けて、介護保険法(平成9年法律123号)等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者が介護予防サービス等を適切に利用できるように、利用者の心身の状況や置かれている環境及び希望等を考慮し、介護予防支援計画及び介護予防サービス計画(以下「ケアプラン」という)を作成し、かつ介護予防サービス等の提供が確保されるよう、予防給付等を行うサービス事業所等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うケアプランの作成について、必要な事項を定めることを目的とする。

(センターの事業目的等)

第2条 センターの事業の目的、職員体制、ケアプランの作成の提供方法等は、運営規程のとおりである。

(担当職員)

第3条 センターは、利用者ごとに介護予防支援及び介護予防マネジメントを担う担当職員を選任し、利用者のケアプランの作成に関する業務を執行させることとする。

2 センターは、担当職員にセンターの職員であることを証明する身分証を常に携帯させ、利用者から求められた場合は、提示させなければならない。

(秘密保持の義務)

第4条 センターの職員は、業務上知り得た利用者の個人情報等を在職中はもちろんこと、退職後も漏らしてはならない。

2 センターの職員は、利用者の同意を得ない限り、サービス事業所等に利用者の個人情報を提供及び開示してはならない。

(苦情申立等)

第5条 センターは、担当職員に、ケアプランの作成後もケアプランの実施状況の把握に努めさせ、必要に応じてケアプランの変更、サービス事業所等との連絡調整、利用者からの苦情処理等の便宜の提供を行わなければならない。

2 苦情申立については、運営規程によるものとする。

(契約期間)

第6条 本契約の契約期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定等の有効期間満了日(以下「満了日」という。)までとする。

2 前項の規定に関わらず、利用者が可児市の被保険者でなくなったとき又は要支援認定者等でなくなったとき、若しくは介護保険施設等へ入所したときは、その時点で契約が終了したものとみなす。

3 センターは、この契約が終了する場合で、必要があると認められるときは、利用者が指定する居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者及び地域包括支援センター、並びに医療機関等の関係機関への関係記録の写しの引継ぎ等の調整を行なうものとする。

（報酬）

第7条 利用者は、センターが提供するケアプランの作成に対する利用料として、別に定める金額を負担する。ただし、介護保険法に基づき、サービス事業所等が利用者に代わって利用料に相当する保険給付を受領する場合は、この限りではない。

（解除権）

第8条 利用者は、いつでも本契約を解除することができる。ただし、契約解除により生じた不測の損害は利用者の負担とする。

2 センターは、センターと利用者の信頼関係を損なう重大な事情等がない限り、本契約の解除はできない。ただし、利用者が法令違反又は各種サービス提供を阻害する行為をなし、センターの再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービスの利用契約の目的を達することが困難になった場合は、市と協議し必要な措置を講じる。

（協議事項）

第9条 本契約に定めのない事項については、センター及び利用者が協議して決定する。

上記契約内容及びセンターの運営規程について説明を受けたことを証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

（センター） 可児市塩河2709番地1

可児市南部地域包括支援センター

設置者 社会福祉法人 協助会

理事長 中 村 幹 雄 （印）

（利用者） 可児市

（印）

可児市南部地域包括支援センター 運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人協会が開設する可児市南部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの職員（以下「職員」という。）が要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 職員は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うものとする。

2 職員は、事業の実施に当たり利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業を行う事業者（以下「サービス事業者」という。）から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 職員は、事業の提供に当たり利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に支援を行うものとする。

4 職員は、事業の運営に当たり、サービス事業者、医療・保健・福祉関係事業者、住民等による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者との連携を図るものとする。

（センターの名称等）

第3条 センターの名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称 可児市南部地域包括支援センター

(2) 所在地 岐阜県可児市塩河2709番地の1（特別養護老人ホーム春里苑内）

（職員の職種・員数・職務内容）

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務内容
管理者	1人	職員を指導監督し、利用申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を行う。
保健師又は看護師 主任介護支援専門員 又は 社会福祉士 介護支援専門員	1人以上 1人以上 1人以上	利用者からの相談に応じ、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、介護予防支援サービス等を適切に利用できるよう介護予防サービス計画又は総合事業によるサービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス事業所等と連絡調整を行う。

(開設日及び開設時間)

第5条 センターの開設日及び開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から金曜日とする
ただし、国民の祝日および12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
ただし、開設時間外において緊急対応を要する事案が発生した場合は、市役所の代表電話 0574-62-1111（可児市高齢福祉課）で相談を受け付ける。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、原則としてセンター又は利用者の自宅とする。
- (2) サービス担当者会議の開催場所等は、次のとおりとする。
 - ア 開催場所はセンター、サービス事業者の事業所又は利用者の自宅とする。
 - イ サービス担当者会議では、サービス事業者の担当者から利用者に関する情報について報告等を求めるものとする。ただし、当該担当者が参加できない場合は、書面等により報告を求めるものとする。
- (3) 職員による居宅訪問頻度等は、原則次のとおりとする。
 - ア 提供開始月に一回
 - イ 提供開始月の翌月から起算して3箇月に一回
ただしテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能な場合で下記Ⅰ～Ⅲに該当する場合は6箇月に一回
 - Ⅰ 利用者の同意を得ること。
 - Ⅱ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii 利用者がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。
 - Ⅲ 少なくとも6月に1回は利用者の居宅を訪問すること。
 - ウ サービスの評価期間が終了する日の属する月に一回
 - エ 利用者の状態に著しい変化があったとき
 - オ 利用者の自宅を訪問しない月においては、利用者の状況について必要に応じサービス事業者に報告を求め、又は電話等により利用者を確認するものとする。
- (4) 職員は、指定介護予防支援の提供開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族（以下利用者等）という。）に対し、次の事項を説明し、理解を得るものとする。
 - ア 事業が第2条に規定する運営の方針及び利用者の希望に基づき提供されるものであること

イ サービス事業者の選択において、利用者等は職員に対し複数の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を紹介するよう求めることや、選定理由の説明を求めることができること

ウ 利用者が病院に入院する必要が生じた場合は、利用者を担当する職員の氏名及び連絡先を当該病院に伝えること

エ 職員は、必要に応じ利用者の同意を得た上で、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報を、医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること

(5) その他指定介護予防支援等の提供方法、内容については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令37号）の規定によるものとする。

2 介護予防支援計画及び介護予防サービス計画の作成をした場合の利用料の額は、市長が別に定める額とする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 センターにおける通常の事業の実施地域は、可児市の区域とする。

（秘密の保持）

第8条 職員は、業務上知り得た利用者等の個人情報を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

2 前項に限らず、利用者等の生命に危険があり、かつ、あらかじめ利用者等に同意を得ていた場合に限り、第三者に開示することができる。

（虐待の防止のための措置）

第9条 センターは、利用者の人権擁護、虐待防止等に資する次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止することに資する職員に対する研修の実施
- (2) 利用者等からの苦情解決体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

（緊急時における対応）

第10条 職員は、利用者への事業の提供により利用者の体調が急変、又は事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族に連絡を行い、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（苦情等の対応）

第11条 センターの運営に関する利用者等からの相談または苦情等に対応するため、次のとおり常設の相談窓口の設置及び担当者の配置を行うものとする。

相談窓口 可児市塩河2709番地の1

可児市南部地域包括支援センター （特別養護老人ホーム春里苑内）

電話 ０５７４－６６－６７２２

担当者 可児市南部地域包括支援センター 管理者

- 2 管理者は、事実関係の調査、改善措置、利用者等への調査結果及び対応方針等の説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 管理者は、前項の措置の内容を決定する際は、必要に応じ、高齢福祉課長と協議するものとする。

（ハラスメントの防止対応）

第12条 センターは適切な指定介護予防支援の提供体制を確保するため、次に掲げるハラスメントを防止するために必要な措置を講じるものとする。

- (1) 身体的暴力 身体的な力を使って危害を及ぼす行為。（例：コップ等を投げつける/蹴られる/唾を吐く等）
- (2) 精神的暴力 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。（例：大声を発する/怒鳴る/「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する/無視する等）
- (3) セクシャルハラスメント 意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等（例：必要もなく手や腕を触る/性的な写真や画像を見せる等）

- 2 センターは職員が利用者等からハラスメントを受けた場合において、センターとの再犯防止に向けた協議（以下「協議」という。）を利用者等が再三にわたり拒否した場合及び協議により取決めた事項を利用者等が遵守しない場合は、指定介護予防支援の提供を制限することができる。
- 3 センターは、指定介護予防支援の提供を制限する場合は、必要に応じ、高齢福祉課長と協議するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。